

京都市文化会館条例施行規則新旧対照表

現行				改正後					
(利用料金)				(利用料金)					
第4条 条例別表第2備考7に規定する部分利用は2分の1面の利用とし、その利用に係る料金の上限額は1時間につき <u>520</u> 円(3時間を超えて利用する場合は、1時間につき <u>780</u> 円)とする。				第4条 条例別表第2備考7に規定する部分利用は2分の1面の利用とし、その利用に係る料金の上限額は1時間につき <u>580</u> 円(3時間を超えて利用する場合は、1時間につき <u>870</u> 円)とする。					
2～3 (略)				2～3 (略)					
別表 (第4条関係)				別表 (第4条関係)					
区分		単位	利用料金	区分		単位	利用料金		
舞台設備	所作台(京都市北文化会館を除く。)		一式	円	舞台設備	所作台(京都市北文化会館を除く。)		一式	円
				<u>7,020</u>					<u>7,730</u>
	平台		1台	<u>410</u>		平台		1台	<u>460</u>
	金びょうぶ		1双	<u>2,300</u>		金びょうぶ		1双	<u>2,530</u>
	演壇	ホール用	1台	<u>1,720</u>		演壇	ホール用	1台	<u>1,900</u>
		創造活動室用		<u>830</u>			創造活動室用		<u>920</u>
	司会者台			<u>410</u>		司会者台			<u>460</u>
	譜面台	指揮者用		<u>410</u>		譜面台	指揮者用		<u>460</u>
		奏者用		<u>140</u>			奏者用		<u>160</u>
	指揮台			<u>830</u>		指揮台			<u>920</u>
	見台			<u>1,490</u>		見台			<u>1,640</u>
めくり台			<u>290</u>	めくり台			<u>320</u>		

	仮設舞台			<u>700</u>	
	長机	ホール用	1脚	<u>290</u>	
		創造活動室用		<u>140</u>	
	椅子			<u>140</u>	
	バレエマット	一式		<u>5,640</u>	
	毛せん	1枚		<u>560</u>	
	音響反射板	一式		<u>11,170</u>	
音響設備	拡声装置	1台		<u>1,840</u>	
	マイクロホン	1本		<u>1,840</u>	
	無線マイクロホン装置	1チャンネル		<u>3,680</u>	
	マイクロホンエレベーター装置（京都市北文化会館を除く。）	1本		<u>700</u>	
	マイクロホンつり下げ装置	一式		<u>1,490</u>	
	レコードプレーヤー	1台		<u>1,840</u>	
	テープレコーダー		<u>1,840</u>		
	ポータブルテープレコーダー		<u>830</u>		
	カセットテープデッキ		<u>830</u>		
	CDプレーヤー		<u>830</u>		
	デジタルオーディオテープデッキ		<u>830</u>		
	舞台音響セット		一式		<u>4,260</u>
	音響セット			<u>2,880</u>	

	仮設舞台			<u>770</u>	
	長机	ホール用	1脚	<u>320</u>	
		創造活動室用		<u>160</u>	
	椅子			<u>160</u>	
	バレエマット	一式		<u>6,210</u>	
	毛せん	1枚		<u>620</u>	
	音響反射板	一式		<u>12,290</u>	
音響設備	拡声装置	1台		<u>2,030</u>	
	マイクロホン	1本		<u>2,030</u>	
	無線マイクロホン装置	1チャンネル		<u>4,050</u>	
	マイクロホンエレベーター装置（京都市北文化会館を除く。）	1本		<u>770</u>	
	マイクロホンつり下げ装置	一式		<u>1,640</u>	
	レコードプレーヤー	1台		<u>2,030</u>	
	テープレコーダー		<u>2,030</u>		
	ポータブルテープレコーダー		<u>920</u>		
	カセットテープデッキ		<u>920</u>		
	CDプレーヤー		<u>920</u>		
	デジタルオーディオテープデッキ		<u>920</u>		
	舞台音響セット		一式		<u>4,690</u>
	音響セット			<u>3,170</u>	

	臨時音響設備			<u>7,020</u>	
	録音装置			<u>5,530</u>	
	録画及び録音用回線		1チャンネル	<u>1,840</u>	
映写設備	35ミリ映写機		一式	1時間以内につき <u>12,560</u> 円 1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに <u>2,090</u> 円を加えた額	
	16ミリ映写機	A		<u>9,100</u>	
		B		<u>2,180</u>	
	スクリーン			1張り	<u>2,880</u>
	スライドプロジェクター			1台	<u>1,490</u>
	オーバーヘッドプロジェクター				<u>1,490</u>
照明設備	スポットライト	1キロワット	1台	<u>560</u>	
		500ワット		<u>410</u>	
	ピンスポットライト			<u>2,880</u>	
	シーリングスポットライト		1列	<u>1,490</u>	
	ホリゾントライト			<u>1,490</u>	

	録音装置			<u>6,090</u>	
	録画及び録音用回線		1チャンネル	<u>2,030</u>	
映写設備	35ミリ映写機		一式	1時間以内につき <u>13,820</u> 円 1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに <u>2,300</u> 円を加えた額	
	16ミリ映写機	A		<u>10,010</u>	
		B		<u>2,400</u>	
	スクリーン			1張り	<u>3,170</u>
	スライドプロジェクター			1台	<u>1,640</u>
	オーバーヘッドプロジェクター				<u>1,640</u>
照明設備	スポットライト	1キロワット	1台	<u>620</u>	
		500ワット		<u>460</u>	
	ピンスポットライト			<u>3,170</u>	
	シーリングスポットライト		1列	<u>1,640</u>	
	ホリゾントライト			<u>1,640</u>	

	エフェクトマシーン	一式	<u>1,490</u>	
	臨時照明設備	1キロワット	<u>290</u>	
	Aセット	一式	<u>7,020</u>	
	Bセット		<u>20,970</u>	
ピアノ	ホール用	1台	<u>12,670</u>	
	創造活動室用		<u>6,330</u>	
	リハーサル室用（京都市東部文化会館を除く。）		<u>2,530</u>	
体育設備 （京都市 北文化会 館のみ）	有料ロッカー	1個1回につき1日	<u>110</u>	
	温水シャワー設備	1個につき1回	<u>110</u>	
	放送設備	一式につき	<u>340</u>	
	卓球台	1時間	<u>170</u>	
	ニュースポーツ用具		<u>170</u>	
	支柱及び ネット	バドミントン用	1組につき1時間	<u>170</u>
		バレーボール用		<u>340</u>
		テニス用		<u>570</u>
	バスケットボール用ゴール	1対につき1時間	<u>570</u>	
その他	シャワー設備	1室	<u>1,490</u>	

	エフェクトマシーン	一式	<u>1,640</u>	
	臨時照明設備	1キロワット	<u>320</u>	
	Aセット	一式	<u>7,730</u>	
	Bセット		<u>23,070</u>	
ピアノ	ホール用	1台	<u>13,940</u>	
	創造活動室用		<u>6,970</u>	
	リハーサル室用（京都市東部文化会館を除く。）		<u>2,790</u>	
体育設備 （京都市 北文化会 館のみ）	有料ロッカー	1個1回につき1日	<u>130</u>	
	温水シャワー設備	1個につき1回	<u>130</u>	
	卓球台	一式につき1時間	<u>190</u>	
	ニュースポーツ用具		<u>190</u>	
	支柱及び ネット	バドミントン用	1組につき1時間	<u>190</u>
		バレーボール用		<u>380</u>
		テニス用		<u>630</u>
	バスケットボール用ゴール	1対につき1時間	<u>630</u>	
その他	シャワー設備	1室	<u>1,640</u>	

展示パネル	1枚	<u>140</u>
茶道具	一式	<u>2,990</u>
講師用調理台（京都市西文化会館ウエスティのみ）		<u>1,490</u>

備考

- 1 (略)
- 2 練習のための利用（体育設備，シャワー設備及び茶道具の利用を除く。）に係る利用料金の上限額は，この表に掲げる額の10分の7に相当する額とする。この場合において，当該金額が100円未満であるときはこれを100円とし，当該金額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

3～5 (略)

展示パネル	1枚	<u>160</u>
茶道具	一式	<u>3,290</u>
講師用調理台（京都市西文化会館ウエスティのみ）		<u>1,640</u>

備考

- 1 (略)
- 2 文化会館で行う催物の準備，練習等のための利用（体育設備，シャワー設備及び茶道具の利用を除く。）に係る利用料金の上限額は，この表に掲げる額の10分の7に相当する額とする。この場合において，当該金額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

3～5 (略)